



利益相反に関する方針

適用範囲

この方針は、カミンズが支配所有持分を持っているか経営責任を負っているカミンズグループの事業体（カミンズの子会社、共同支配企業、関連会社、流通業者を含む）に属するすべての社員に適用されます。カミンズは、自らが関連事業体の支配所有持分を持っていないか経営責任を負っていない事業体に対しても、相当の対策を講じて、この方針や準拠法に従うよう求めます。

方針

カミンズで働くにあたっては、誠実であること、そして会社にとって正しい行動をとることが求められます。個人的な関係、投資、その他の活動が、カミンズにとって最善の判断を下す妨げとなる場合、そうした状況は利益相反にあたるため、回避しなければなりません。皆さんには、職務において公正かつ客観的な判断を下す責任があることに加え、自らの判断に不適切な影響を及ぼす、またはそのように見えるおそれがある行為や状況を避ける責任があります。

1. 利益相反について理解する

利益相反は、さまざまな形で発生し得ます。本方針では、日常的に起こりうる具体的な状況を例として示し、利益相反が生じた場合や、そのように見えるおそれがある場合に、どのように対処すべきかを説明しています。

実際に利益相反が存在する場合、またはそのように見なされる可能性がある場合、あるいは判断に迷う場合には、[利益相反申告ツール](#)を通じて申告し、あわせて上司にも伝えなければなりません。カミンズは、カミンズの社員でない従業員についても、自身の雇用主に対して直接、利益相反を申告することを求めています。

本方針では、以下のような利益相反の種類ごとに、それぞれのセクションで詳細を説明しています。該当する内容を選ぶと、その項目の説明に進むことができます。

個人的な関係	個人の投資および金銭的利害関係
社外活動	業務上の儀礼行為 (食事、贈答品、接待など)

以下の「[利益相反に関する申告義務](#)」セクションをご参照ください。どのような場合に申告が必要となるのか、状況が変化した際の対応、具体例やマネージャー向けのガイダンスについて説明しています。

2. 利益相反の種類と対応に関する期待事項

A. 個人的な関係

ご自身の個人的な関係が、職務における公正な判断に支障をきたすことがないように、また将来的にも同様の支障を招くことがないようにしなければなりません。

たとえば、社外で親しい関係にある人と一緒に仕事をしたり、カミンズの競合他社やサプライヤーに勤務する相手と個人的なつながりを持つたりすることで、利益相反が生じたり、そのように見なされたりするおそれがあります。たとえ不適切な行為が一切なかったとしても、こうした関係は、公平性や機密保持、えこひいき、その他の職業倫理に反する行動への懸念を招く可能性があります。

ご自身と密接な関係にある人物が、カミンズ、カミンズの競合他社、カミンズの取引先企業のいずれかに勤務している場合、あるいはこれらのいずれかで取締役などの役割を担っている場合、またはカミンズが業務上関わりを持つ公務員である場合には、その旨を申告しなければなりません。

「密接な関係にある人物」には、家族、交際相手、親しい友人、ビジネス上のパートナー、およびカミンズ以外の場で長期的な社会的関係・ビジネス上の関係を築いている相手などが該当します。また、カミンズの同僚であっても、職務外で親しい関係になった相手はこれに該当します。

「家族」には、血縁関係にある人、婚姻によってつながっている人、法的手続により家族と認められる人、さらに同一世帯で暮らしている人などが該当します。具体的には、子、親、兄弟姉妹、義理の親族、現在または過去の配偶者、事実婚のパートナー、継家族、養子縁組による親族などが該当しますが、これらに限られません。

以下のような場合も、事前に申告して承認を得る必要があります。

- 原則として、ご自身と密接な関係にある人物が勤務する企業との間で、カミンズの業務を遂行したり、意思決定を行ったりすることはできません。ただし、当該事実を申告し、承認を得た場合はこの限りではありません。

- 原則として、ご自身と密接な関係にある人物について、採用、報酬、懲戒、評価、昇進などの業務上の判断に関与したり、影響を与えたりすることはできません。ただし、当該事実を申告し、承認を得た場合はこの限りではありません。また、当該人物が属する管理・監督の階層の中で、ご自身が直接のスーパーバイザーやマネージャーとなることはできません。ただし、当該事実を申告し、承認を得た場合はこの限りではありません。なお、職場における個人的関係については、「[職場での互いの処遇についての方針](#)」に従う必要があります。

申告義務の詳細については、以下の「[利益相反に関する申告義務](#)」セクションをご参照ください。

B. 個人の投資および金銭的利害関係

ご自身の職務に影響を与えたり、判断に偏りを生じさせたり、あるいは利益相反と見なされるおそれのある個人的な金銭的利害関係は、回避しなければなりません。

「金銭的利害関係」とは、金銭的な価値を有する、または将来的に価値を有する可能性のある、あらゆる利害関係を指します。

具体的には、投資、株式、債券、現時点または将来における支払い、ストックオプション、その他個人的な金銭的利益をもたらす、あるいは損失を回避できるような取り決めなどが該当します。これらの利害関係は、ご自身だけでなく、ご自身と密接な関係にある人物が保有している場合も含まれます。また、ご自身や密接な関係にある人物が所有、支配、管理している事業体を通じて保有されている場合も該当します。

カミンズの取引先や競合他社に対して金銭的利害関係を持っている場合にも注意が必要です。なぜなら、たとえ不正行為がなくても、判断の公平性に疑念を生じさせ、法的・コンプライアンス上のリスクをもたらす、または不適切な行為であると見なされるおそれがあるからです。

金銭的利害関係に関連する潜在的な利益相反を回避するため、以下のガイドラインが適用されます。

- カミンズと取引関係にある、またはカミンズの競合となる企業に対して金銭的利害関係を持つ場合は、その事実を申告し、承認を得なければなりません。
- ご自身と密接な関係にある人物が、カミンズの取引先または競合企業の株式（上場・非上場を問わず）やその他の金銭的利益を 5%超保有している場合には、その事実を申告しなければなりません。
- ご自身またはご自身と密接な関係にある人物が金銭的利害関係を有する企業とカミンズとの間での事業活動には、関与することはできません。また、その企業に関するカミン

ズの意思決定に影響を与えようとすることも、事前の申告と承認なしには認められません。

申告義務の詳細については、以下の「[利益相反に関する申告義務](#)」セクションをご参照ください。

注 – ご自身が運用に関与していない投資信託を通じた投資については、申告の必要はありません。

C. 社外活動

カミンズでの職務に支障をきたす、または利益相反となるおそれのあるような社外活動は、行ってはなりません。

「社外活動」とは、カミンズでの職務以外で行う業務を指します。これには、副業を行うこと、役員・委員等の役職を務めること、その他の個人的な財やサービスを提供する外部活動が含まれます（休職中を含む）。各活動の定義は以下のとおりです。

- 「副業」とは、カミンズに在籍しながら、他の企業、団体の一員として、または個人事業主として働く社外活動をいいます。これには、パートタイム、短期契約、業務委託などの形式を含みます。
- 「役員・委員等の役職を務めること」とは、報酬の有無を問わず、企業、合同会社、非営利団体、行政機関、業界団体、共同事業体、その他の事業体において、取締役、役員、委員、理事、アドバイザー等の職務に就くことをいいます。

社外活動は、利益相反を引き起こすおそれがあるほか、職務遂行に悪影響を及ぼし、カミンズの評判を損ねたり、会社のリソースや機密情報が不適切に利用されるリスクを生じさせたりする可能性があります。とりわけ、競合他社、顧客、サプライヤー、またはカミンズの事業に係る他の企業が関わる場合には、これらのリスクがさらに高まります。

次のいずれかに該当する場合は、社外活動を申告しなければなりません。

- 当該社外活動が、カミンズと既に関係にある、もしくは積極的に取引関係を求めている企業、またはカミンズの競合企業に関係している場合。
- 当該社外活動が、通常の勤務時間中に行われる、またはカミンズでの勤務予定や職務に支障をきたす場合。
- 当該社外活動における判断や意思決定が、カミンズでの職務に影響を及ぼすおそれがある場合。
- 報酬の有無を問わず、当該社外活動が利益相反を引き起こす、またはそのように見られてしまいかねない場合。



役員・委員などの役職に関する要件 - 上記の義務に加え、以下のいずれかに該当する役員・委員等の役職を引き受ける際には、あらかじめ必ず申告を行い、承認を得なければなりません。

- 上場企業または株式公開企業における役職（カミンズとの取引関係の有無は問いません）。
- カミンズの事業に関連する活動を行う組織での役職（例：諮問機関、業界団体など）。
- ご自身がカミンズで役員職にある場合に引き受ける外部組織での役職。

申告義務の詳細については、以下の「[利益相反に関する申告義務](#)」セクションをご参照ください。

カミンズは、当該社外活動が利益相反を生じさせる、またはそのように見えるおそれがある場合、あるいは職務の遂行に悪影響を及ぼす、カミンズの評価を損なう、カミンズでの勤務可能時間を制限する、といった事情がある場合には、当該活動の承認を拒否したり、条件を付したりすることがあります。社外活動が承認されなかった場合は、その活動を新たに始めることも、継続することもできません。中止を求められた活動については、終了後にその旨を上司に報告しなければなりません。

承認された社外活動であっても、職務の遂行が不十分であったり、対応が遅れたり、欠勤・遅刻・早退が生じたり、必要に応じた出張や時間外勤務を拒否したりすることの言い訳にはなりません。また、社外活動が承認された場合であっても、カミンズのリソースを私的な業務に使用することはできません。詳細は、「会社所有のビジネスリソース使用ポリシー」を参照してください。

D. 業務上の儀礼行為

業務上の儀礼行為は、ビジネス上の取引の純粋に商業的な性格に影響を与えない場合、またはそのように見られるおそれのない場合に限り、これを行うこと、またはその提供を受けることができます。

「業務上の儀礼行為」とは、特定の業務上の目的をもって授受されるもので、受領者がその公正市場価値を支払わない物品、接待、便宜の提供を指します。これには、贈答品やギフト券、チケット、食事、飲み物、娯楽、販促品の授受などが該当します。さらに、贈与者が自らの時間や労力、資材、設備、機器、保養施設などを無償で使用させることも、業務上の儀礼行為に該当します。

業務上の儀礼行為は、ごく少額で、適切かつ頻度が低く、提供先または受領先の法令に照らして合法であり、受け取る側の判断に影響を与えるおそれがないものでなければなりません。

業務上の儀礼行為は、不公正な取引の獲得や意思決定への影響力の行使、または見返りを期待させるような義務感を生じさせる目的で行われた場合、カミンズにとって利益相反となるおそれがあります。不適切な目的で授受された業務上の儀礼行為は、カミンズが掲げる倫理性、誠実性、および高い信頼性に基づく事業運営の理念に反します。このような場合、当該業務上の

儀礼行為は本方針だけでなく、カミンズの[贈収賄防止および支払の禁止に関する方針](#)にも違反することになります。

業務上の儀礼行為を求めるようなことは、決してしてはなりません。業務上の儀礼行為の授受にあたっては、必ず「[食事、贈答品、接待、出張手順](#)」に定められた制限および承認要件に従い、適切に申告し、承認を得なければなりません。また、[公務員に対して業務上の儀礼行為を提供する場合には](#)、「[贈収賄防止および支払の禁止に関する方針](#)」も遵守しなければなりません。

カミンズの社員が授受する業務上の儀礼行為は、カミンズに帰属するものと見なされます。社員の家族が、当該社員の職務に直接または間接的に関連する場合、または利益相反を生じさせるおそれがある場合には、カミンズの顧客、サプライヤー、またはその他の取引先企業と業務上の儀礼行為を授受してはなりません。

申告義務の詳細については、以下の「[利益相反に関する申告義務](#)」セクションをご参照ください。

E. 投資・取引案件

カミンズと競合する行為をしたり、カミンズに利益をもたらす可能性のある投資・取引案件を私的に利用したりしてはなりません。

「投資・取引案件」とは、カミンズでの業務を通じて知り得た潜在的な投資、プロジェクト、取引などをいいます。これには、カミンズのリソース、取引先との関係、または機密情報へのアクセスを通じて得た案件も含まれます。

投資・取引案件を自分自身のために利用したり、他者に利用させたりすることで、利益相反を引き起こしたり、不当な利益を生じさせたりするおそれがあるほか、会社のリソースや機密情報の不適切な使用、またはそのように見られるおそれがあります。

投資・取引案件に関する情報を得た場合において、それをご自身やご自身と密接な関係にある人物の利益のために利用しようとする場合には、必ず、事前に申告のうえ承認を得なければなりません。申告が行われた場合、カミンズは当該状況を確認し、最善の対応を検討します。

以下は、投資・取引案件を不適切に利用する行為の例です。

- カミンズの顧客がカミンズにサービスの提供を求めていることを知りながら、自分がより安価にその業務を請け負うと申し出る。
- 職務上知り得た情報をもとに業界の空白領域を見つけ、その案件を活用するよう自身と密接な関係にある人物に働きかけ、事業を立ち上げて利益を得ようとする。

申告義務の詳細については、以下の「[利益相反に関する申告義務](#)」セクションをご参照ください。

3. 利益相反に関する申告義務

利益相反のおそれがある場合は、その有無に確信が持てない場合であっても、[利益相反申告ツール](#)を通じて申告し、あわせて上司にも伝えなければなりません。以下のルールに従い、必ず申告を行ってください。

次のような場合には申告が必要です：

- **採用時** – 入社手続きの段階で、実際に利益相反が存在する場合、またはそのおそれやそのように見られるおそれがある場合。
- **在職中のいつでも** – 実際の利益相反、あるいはそのおそれやそのように見られるおそれに新たに気づいた時点で、すみやかに要申告。
- **状況の変更後30日以内** – 既に申告済みの状況に関連する情報または事情に変更があった場合。
- **年次倫理認証中（該当する場合）** – 過去に申告された利益相反の状況について、社員に確認を求める場合があります。
- **カミンズの元社員（またはその既知の家族）との取引を伴う場合**、このような業務上の取引に関与する際も、申告が必要です。

潜在的な利益相反が申告された、または発覚した場合、カミンズはその状況を確認し、最善の対応策について判断します。カミンズの事業領域や競合他社の変化に応じて、ご自身の申告内容について新たな情報があれば、追加で申告する責任があります。

カミンズでは、社員に対して定期的に利益相反に関する情報提供を求めています。対象となった社員は、未申告の潜在的な利益相反を申告するか、利益相反が存在しない場合にはその旨を確認・申告する必要があります。

申告された内容は、カミンズの倫理・コンプライアンス部門が記録として管理します。

お困りの場合 よくある質問、具体例、マネージャー向け評価ガイド、申告手続きの詳細については、「[利益相反 SharePoint](#)」サイトをご覧ください。

方針違反の結果

この方針または関連する方針に違反した場合、懲戒処分の対象となることがあり、解雇に至ることもあります。また、会社としても、ビジネス上の信用に重大な損害が生じたり、通常の業務遂行に支障をきたすといった深刻な結果を招くおそれがあります。

詳細の問い合わせ先

この方針に関する不明点や懸念について問い合わせたり、違反の可能性について報告したりしたい社員は、以下に連絡して支援を求めることができます。

- マネージャー/ビジネスリーダー
- [倫理・コンプライアンス部門](#)
- [カミンズ法務部門](#)
- [人事部門](#)

懸念は、倫理ヘルプラインを通じて報告することもできます。

上記の連絡先に懸念を提起することに抵抗がある場合や、前述の手続きで懸念について対応されなかった場合には、カミンズの倫理ヘルプライン (ethics.cummins.com) を通じて報告することができます。このウェブサイトでは、オンラインまたは電話で懸念事項を報告する方法に関する情報を見つけることができます。また、この相談・通報サイトは複数の言語に対応しています。モバイルデバイスのカメラを使用して QR コードをスキャンすると、cumminsmobile.ethicspoint.com に直接アクセスし、懸念事項を報告することができます。



法律で認められる場合は、懸念を匿名で報告できます。

カミンズでは、懸念を報告した社員に対する報復を厳しく禁じています。

このため懸念報告者に対し何らかの措置が講じられることはありません。詳しくは、[社員に対する報復禁止に関する方針](#)をご覧ください。

関連するドキュメントやリソースへのリンク

[方針の翻訳](#)

[利益相反 – よくある質問と評価ガイダンス](#)

[職場での互いの処遇についての方針 CCP-0006](#)

[会社所有のビジネスリソース使用ポリシー CORP-10-01-06-00](#)

[贈収賄防止および支払の禁止に関する方針 CCP-0001](#)

[食事、贈答品、接待、出張手順](#)